

所沢松が丘自治会の所属している吾妻地区町内会の南住吉町内会（会長 阿久津宣弘）がホームページをリニューアルオープンしました。
URLは下記です。
<http://minamisumiyoshi.com/>
HP担当理事 岩本

カフェテラス 松が丘

日時… 3月29日(土)
午後… 13:30~15:30

コーヒーを飲みながら
楽しい時間をどうぞ!

◆ パソコン相談室開催中
◆ 手軽に作れるあみもの
カフェテラスでお待しております



■ お問い合わせ ■
松が丘たすけあい代表
星野

荒幡小学校区 「安心・安全な町づくり」を目指して

平成26年2月1日(土) 15:00より荒幡町内会・荒幡会館にて平成25年度第3回学校地域連絡協議会が開催されました。協議会の参加者は、荒幡小学校区で児童の安全や保護活動にボランティアで活躍されておられる方々約40名でした。松が丘自治会からは、学童見守り隊や民生委員の方々が数名参加され日頃の課題などを話されていました。



今回のテーマは、「子どもたちの交通安全を守るための手立て」でした。ポイントを以下にまとめました。

所沢市内の児童生徒交通事故の状況から

- ★小学校では4・5年生、中学校では1年生の自転車事故が極端に多い。
- ★自転車事故は下校後7時までに集中している。
- ★事故の原因の最大は自転車の飛び出し。

自転車事故を無くすための提案がなされた

- ★最近改正された道路交通法を保護者自身が守ること。自転車はおもちゃの延長ではありません!
- ★自転車事故での賠償金額が4000万円にもなった事例もあり、甘く考えないこと。
- ★スマホや携帯しながら、雨の日の傘差し運転は取締り対象です。
- ★こどもの「通学路での石蹴り歩行」禁止。車にあたらしたら重大事故。
- ★スケボーは道路上では絶対にやらない、見つけたら近くの大人は注意する。
- ★ミニバス、サッカークラブなどの練習後、夕方帰宅時はブレーキ、ライトが大丈夫か確かめよう。
- ★保育園の帰宅時保護者がスマホに夢中で園児は危険です。
- ★信号があっても車は信号無視することもあるので注意しましょう。
- ★児童生徒の意識調査では「自分たちは95%大丈夫」だが、先生方から見ると67%程度しか大丈夫ではないと思っています。

児童生徒へのアンケート調査“あなたは交通安全に気をつけて道路を渡ったり自転車で乗ったりしていますか?”より

回覧

所行回第298号
所交第133号

自転車の交通ルール一部改正 道路右側の路側帯が通行禁止に

平成25年12月1日施行の道路交通法一部改正に伴い、自転車で路側帯を通行するときのルールが次のとおり変更となりました。
※自転車は従来通り車道の左側通行が原則ですが、例外の路側帯を通行するときのルールが変更となりました。なお、歩道を通行する場合等の注意事項は裏面をご覧ください。

改正後	改正前
道路の左側の路側帯（歩行者専用除く）のみ通行可能	道路の左右どちらの路側帯（歩行者専用除く）も通行可能

※路側帯とは
歩行者の通行スペースを確保したり、車道の効用を保つために、歩道のない道路や、歩道のない側の路側帯寄りに、道路標示（白線）により区画された部分をいう。



路側帯では歩行者の通行が優先です

自転車で路側帯を通行するときは、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で走行しましょう。歩行者の通行を妨げるときは、自転車を押して歩くなど、歩行者の安全を確保しましょう。

交差点での自転車事故に注意

自転車事故は交差点で多く発生しています。交差点での一時停止と安全確認を行うことで、交通事故に遭わないよう気を付けましょう。

自転車は車道通行が原則です

自転車は車道の左側通行が原則です。ただし、次の場合は歩道を通行することが出来ます。

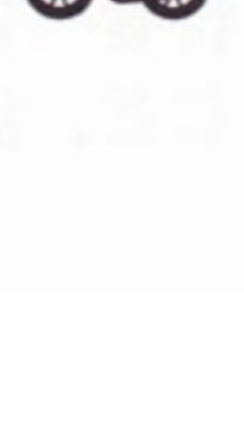
1. 「自転車歩道通行可」の標識等があるとき
2. 13歳未満や70歳以上の方、または身体の不自由な人が運転するとき
3. 車道または交通の状況に照らしてやむを得ないと認められるとき

歩道を通行するときは歩行者優先

歩道を通行するときでも歩行者保護を徹底しなければなりません。歩道を通行するときは車道寄りを徐行して進みましょう。歩行者の通行を妨げるときは、自転車を押して歩きましょう。



問合せ先
所沢市役所 交通安全課
Tel 04-2998-9140



カフェテラス 松が丘

日時… 2月22日(土)
午後… 13:30~15:30



お友達と
お会える
場所です

パソコン相談室開催中
あみものアール 自分たち作品を…… カフェテラスでお待しております

◆ お問い合わせ ◆
松が丘たすけあいの会
代表 星野